

総行行第 270 号
総行市第 84 号
令和 3 年 8 月 25 日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

】 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の
一部を改正する政令等の公布及び施行について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）は、令和 3 年 5 月 19 日をもって公布されており、法の改正に係る規定については、令和 3 年 9 月 1 日から施行することとされています。

また、地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 237 号。以下「改正令」という。）並びに地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 81 号。以下「改正規則」という。）が令和 3 年 8 月 25 日に公布され、令和 3 年 9 月 1 日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）の一部改正等に関する事項

1 条例制定又は改廃請求者署名簿への押印を要しないものとされたこと。（自治

令第 92 条関係、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「自治則」という。）第 9 条の別記様式関係）

2 市町村の選挙管理委員会が条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、その証明は印によらなくてもよいものとされたこと。
（自治令第 94 条第 2 項関係、自治則第 9 条の別記様式関係）

なお、条例制定又は改廃請求者署名簿の「有効無効」の欄において、署名の有効無効を証明する方法については、引き続き印を用いることや記号を用いることなど、各選挙管理委員会において適切に判断されたいこと。

3 市町村の選挙管理委員会が作製する署名審査録への選挙管理委員会の委員長等による押印を要しないものとされ、委員長等は氏名を自署するものとされたこと。（自治則第 9 条の別記様式関係）

4 その他所要の改正が行われたこと。

第 2 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）の一部改正等に関する事項

1 合併協議会の設置の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）への押印を要しないものとされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行令第 2 条関係、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 43 号）第 1 条の別記様式関係）

2 市町村の選挙管理委員会が署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、その証明は印によらなくてもよいものとされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行令第 4 条第 2 項関係、市町村の合併の特例に関する法律施行規則第 1 条の別記様式関係）

なお、署名簿の「有効無効」の欄において、署名の有効無効を証明する方法については、引き続き印を用いることや記号を用いることなど、各選挙管理委員会において適切に判断されたいこと。

3 市町村の選挙管理委員会が作製する署名審査録への選挙管理委員会の委員長等による押印を要しないものとされ、委員長等は氏名を自署するものとされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第 1 条の別記様式関係）

4 その他所要の改正が行われたこと。

第 3 施行期日等

1 改正令及び改正規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行するものとされたこと。

(改正令附則第1条、改正規則附則第1条関係)

- 2 改正規則の施行の際現にある改正規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正規則による改正後の様式によるものとみなすものとされたこと。（改正規則附則第2条第1項関係）。
- 3 改正規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとされたこと。（改正規則附則第2条第2項関係）

第4 その他

改正令及び改正規則の施行日前に、法第74条の2第1項に基づき、「署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であること」の証明の求めがなされた場合には、印がない署名は「法令の定める成規の手続によらない署名」として無効と取り扱うこと。

また、施行日以後に、同項に基づき、「署名した者が選挙人名簿に登録された者であること」の証明の求めがなされた場合には、印がないことのみをもって押印を欠く署名を「法令の定める成規の手続によらない署名」として無効と取り扱うことはしないこと。